

議案第 83 号

関市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

関市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、定年の引上げ後の退職手当の特例措置の規定等を整備するため、この条例を定めようとする。

関市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(関市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「（1月間の日数（関市の休日を定める条例（平成元年関市条例第30号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項

第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第18項まで」を加え、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第11項」を加え、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則中第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、附則に次の9項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、

第5条又は附則第11項」とする。

- 12 前2項の規定は、関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年関市条例第 号）による改正前の関市職員の定年等に関する条例（昭和59年関市条例第16号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 13 関市職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第12項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 15 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあ

るのは「100分の3」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

16 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の3第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日

において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和40年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例第2条第2項」を「関市職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「新条例の」を「、同条例の」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第5項中「新条例」を「関市職員の退職手当に関する条例」に改める。

第3条 関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」を「に関市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第10項若しくは第11項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第18項まで」を加える。

附則第4項中「に新条例」を「に関市職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第5項中「新条例」を「関市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

第4条 関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、関市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第4項から第6項まで」を「附則第3項から第5項まで」に改める。

(関市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 関市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第4項」を「附則第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中関市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）及び同条例第10条第2項の改正規定並びに第2条の規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の関市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）

第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。